

(その他)

先の大戦から60年以上が経過し、中国残留邦人等の平均年齢が70歳を超え、高齢化が進んでいる状況を踏まえ、下記の2点に協力願いたい。

(1) 公営住宅の住替えについて

中国残留邦人等の多くの方が公営住宅に入居しているが、高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっている。

今後も中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えができるよう協力願いたい。

(2) 中国残留邦人等に対する介護の取組について

高齢化した中国残留邦人等は、介護保険制度を利用するケースが増えているが、制度利用に際し、言葉、文化、習慣の違いなどにより、不便が生じているとの声がある。

平成25年3月29日付社援支発0329第1号で通知したとおり、今年度よりセーフティネット支援対策等事業費補助金において中国残留邦人等の高齢化対策について積極的な取り組みを推奨しているので、自治体では、介護部局と連携を図り、中国残留邦人等が介護サービスを受ける際に不便が生じないよう特段の配慮を願いたい。

3 施設による支援

永住帰国した中国残留邦人等やその家族を支援するため、全国7ブロックに帰国者支援の拠点施設として中国帰国者支援・交流センターを設置（民間団体に運営委託）している。

なお、近年は帰国者の居住希望地が分散化傾向にあるため、中国帰国者定着促進センター退所後の8ヶ月の集中的な研修等を行っていた中国帰国者自立研修センター（東京都、大阪府）を平成24年度で閉所し、平成25年度から当該センターの機能を必要に応じて、中国帰国者支援・交流センターに移行し、自立研修事業として実施している。

○ 中国帰国者支援・交流センター

ア 中国帰国者支援・交流センターの設置

支援・交流センターでは、すべての中国残留邦人等永住帰国者を対象に、日本語学習支援や相談事業、地域社会から孤立しがちな帰国者やその家族に地域の人々との接点の場を提供し、社会的な自立を促すための交流事業等を行っているほか、各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援を行っている。

首都圏センター	(東京都	平成13年11月開所)
近畿センター	(大阪府	平成13年11月開所)
九州センター	(福岡県	平成16年 6月開所)
東海・北陸センター	(愛知県	平成18年 9月開所)
中国・四国センター	(広島県	平成18年 9月開所)
北海道センター	(北海道	平成19年 8月開所)
東北センター	(宮城県	平成19年 8月開所)

イ 中国帰国者支援・交流センター事業概要

(ア) 日本語学習の支援

高齢者や子、孫世代の増加など帰国者の多様化に鑑み、進度別、目的別など帰国者のニーズに合わせ、特に子、孫に対しては、就労に結びつく日本語修得支援を通所課程で実施している。

(イ) 日本語学習支援の遠隔学習課程に係るスクーリングの実施

中国帰国者定着促進センターが実施する遠隔学習課程の補完授業として、各都道府県の協力を得てスクーリング（対面の方式による日本語学習の機会）を実施している。

なお、当該センター設置都道府県では、各センターで実施している。

(ウ) 生活相談事業

相談員を配置し、通所生の相談に応じるほか、首都圏センターでは、24時間受付の電話やEメールで、全国からの相談に対応している。

なお、専門分野に関する照会については、それぞれに対応する専門機関、行政機関の紹介を行っている。

(エ) 交流事業

生活やマスメディアの情報を備えた交流サロンを設けて、帰国者同士や地域の方々との交流を行うコミュニケーションの機会を提供するほか、各種交流事業を実施している。

なお、首都圏センターでは、ボランティア団体や帰国者が現に参加しているサークル等の情報提供を受け、ホームページで帰国者に情報を提供するほか、情報誌「天々好日」を発行し、帰国者が必要な生活情報を提供している。

(オ) 普及啓発事業

中国残留邦人問題の背景や経過等についての資料を収集するとともに、帰国者の状況等についての啓発用パネルを作成し、各自治体が行う啓発事業に利用できることにした。自治体が地域住民に対する普及啓発事業を実施する際に使用する展示資料の貸し出しを行う。

(カ) 自治体が行う「地域生活支援事業」に対する支援

地域生活支援事業による補助事業を更に促進していくため、平成21年度より支援・交流センターの事業内容として、地域生活支援事業に対する支援機能を追加した。

a 所管ブロック圏内の関係自治体との連絡会の開催等

各自治体が地域で実施又は計画する日本語教室等が円滑に実施できるようサポートする。

b 地域における日本語教室等開催支援事業の実施

支援・交流センターに「地域支援コーディネーター」を配置し、各自治体が地域で実施又は計画する日本語教室等が円滑に実施できるようサポートする。

※ 地域での日本語教室の円滑な実施は重要な課題であることから、支援・交流センターから要請があれば、中国帰国者定着促進センターでもこれまでのノウハウを活かして相談やサポートを行うので、ご活用願いたい。

c ボランティア研修会の開催

交流事業の一環として、各地域の支援者やボランティア等を対象に研修会を開催し、交流の場を提供することや、帰国者支援に必要な情報提供等を行い、支援者の拡大、育成を図ることにしている。

<研修会の概要>

主 催 各中国帰国者支援・交流センター

参加対象 開催地都道府県内のボランティア、支援関係者

研修内容 講演、意見交換会（分科会）等（半日から1日程度）

費用負担 開催経費は同センター負担

なお、ボランティア研修会への参加者交通費は、セーフティネット支援対策等事業の

「地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業」からの支出が可能なので活用願いたい。

<協力依頼内容>

- 参加者（団体）の連絡先リストの提供、参加呼びかけ
- 会場の手配又は紹介
- 事前打合せへの担当者出席、当日の挨拶及び運営補助等の可能な範囲での便宜供与
- (イ) 中国帰国者定着促進センター修了後の日本語学習支援
首都圏と近畿センターを除く各ブロックの支援・交流センターで、中国帰国者定着促進センターを修了した帰国者に対する継続した日本語学習支援を行う。
- (カ) 情報提供事業
首都圏センターでは、ホームページの運営や情報誌の発行を行い、センターの取り組みを広報することや、中国帰国者や自治体等にとって有益な情報を提供する。
- (ケ) 地域生活支援推進事業
地域で活動するN P O等との連携を推進し、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう活動を援助する。
- (コ) 自立研修事業（北海道、首都圏センターで実施）
地域社会で定着自立を促進するため、主として中国帰国者定着促進センターでの研修を修了した中国残留邦人等に対し、日本語指導、地域の実情を踏まえた生活相談・指導、就労相談・指導を行う。
なお、近年は帰国者の居住希望地が北海道と東京都に集中していることから、北海道及び首都圏センターにおいて実施する。